

一人親方さんや自営業の方の退職金制度

小規模企業共済取り扱い開始のお知らせ

平素より組合運営にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、平成29年4月より、独立行政法人中小企業基盤整備機構との直接契約により、小規模企業共済の取り扱いを開始しました。

この制度は、一人親方や個人事業主のための退職金といえる、小規模企業共済法(法第102号)に基づき運営される共済制度です。

掛金が「全額所得税の控除対象」になるほか、現在「年利1%での運用」や、受け取り方法による「税金の控除」が受けられるなど、他にない様々な魅力のある商品です。

月額1,000円からご加入いただけますので、気軽に始めてみませんか。

申込書のご請求や、詳しい情報をご希望の方は、当組合までお申し出ください。



節税で、
今日からおトク。

節 税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

確かな備えて、
未来もナットク。

経営者の退職金

小規模企業共済制度は、建設自営業や一人親方さんが、事業をやめられた後の生活の備えとなる「自営業者の退職金」です。

掛金が、全額所得控除になる今のおトクと、積立てによる未来のナットクがひとつになった、従業員20名以下(設計・測量・地質調査業の方は従業員数5名以下)の建設業者の方を応援します。

小規模企業共済のポイント 国がつくった、安心でお得な制度です。

ポイント

1

掛金は、月1,000円～70,000円の範囲で自由に設定可能。加入後も、いつでも変更できます。

ポイント

2

共済金は、廃業・退職時に受取り可能。満期や満額はありません。

ポイント

3

共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、掛けた年数に応じて控除額が増えます。

ポイント

4

共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、公的年金と同じ扱いになります。

ポイント

5

共済金等の受給権は差し押さえ禁止。将来の安心をしっかりと守ることができます。

ポイント

6

納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。もしもの時のサポートになります。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

共済金額一覧表

掛金額が10,000円の場合(掛金額を5,000円にする場合は下記の表の金額を半分に、掛金額を30,000円にする場合は下記の表の金額を3倍にしてください)

掛金納付年数	掛金合計額	共済A (A共済事由)	共済B (B共済事由)
		・個人事業の廃止 ・個人事業主の死亡 ・会社等の解散など	・老齢給付(※) ・会社等役員の疾病・ 負傷・65歳以上での 退任 ・会社等役員の死亡 など ※65歳以上で180か月 以上掛金を納付した方 に限る。
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときなどには、変更されることがあります。

ご加入いただく前のご注意

準共済金 ・12か月未満は掛け捨てとなります。

共済金A・B ・6か月未満は掛け捨てとなります。

解約手当金 ・12か月未満は掛け捨てとなります。

・240か月未満は掛金合計額を下回ります。

資料請求・お申し込み・お問い合わせは

建設連合・兵庫県建設組合

〒653-0812 兵庫県神戸市長田区長田町 1-3-1-2F

TEL 078-643-6461

<http://www.kensetsurengou.gr.jp/>